

201122101A

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業

成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究

平成 23 年度 総括研究報告書

研究代表者 宮内康二（東京大学 政策ビジョン研究センター 特任助教）

平成 24（2012）年 5 月 31 日

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業

成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究

平成 23 年度 総括研究報告書

研究代表者 宮内康二（東京大学 政策ビジョン研究センター 特任助教）

平成 24（2012）年 5 月 31 日

目 次

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業） 「成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究」 総括研究報告書	5
宮内康二、飯間敏弘、齋藤真由美、森田 朗、甲斐一郎、黒河昭雄	
1. 研究の目的と方法.....	7
2. 後見制度利用の動機.....	10
3. 後見関係者の社会的属性.....	13
4. 後見等の形態.....	26
5. 後見開始申立の態様.....	32
6. 本人の状況.....	38
7. 本人との面会状況.....	43
8. 後見業務の実施状況.....	50
9. 後見事務報告書の作成・提出状況.....	61
10. 本人の資産の状況.....	64
11. 本人の収支の状況.....	76
12. 後見報酬の状況ならびに後見活動との関係に関する分析.....	93
13. 今後の課題と展望.....	111
資料「後見業務に係る諸状況についての調査票」	126

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業） 「成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究」 総括研究報告書

研究代表者：宮内康二（東京大学 政策ビジョン研究センター 特任助教）
研究分担者：飯間敏弘（東京大学 政策ビジョン研究センター 特任研究員）
齋藤真由美（東京大学 政策ビジョン研究センター 特任研究員）
森田 朗（学習院大学 法学部政治学科 教授）
甲斐一郎（東京大学大学院 人文社会研究科 客員研究員）
研究協力者：黒河昭雄（東京大学 政策ビジョン研究センター）

研究要旨

高齢化の進展とそれとともなう認知症高齢者等のさらなる増加によって今後生じてくる諸問題に対応するために、成年後見制度の利用普及の促進、その担い手となる人材の育成・支援などが、これまで以上に必要とされている。このような課題に対処するため、本研究は、後見実務の実態を明らかにし、適切な後見のあり方を実務的かつ理論的に検討・分析することを通じて、今後目指すべき後見の方向性を提示することを目的とする。

本研究は、主に4つの主要な分析（①後見業務の第三者評価、②後見業務の整理、③後見人の適性および業務体制についての検討、④後見報酬についての検討）から構成されている。本年度は、これらの研究を進めていくための前提として、後見実務全般について、その実態を客観的に明らかにするための実証分析を行った。具体的には、後見人等へのアンケート調査や各種後見関連資料の収集などを通じて、後見実務に関する各種データを広範に収集・整理し、データベースを構築した上で、後見実務の諸側面における実態を、計量分析を用いて明らかにした。

研究成果としては、後見実務の諸要素として、①後見制度利用の動機、②後見関係者の社会的属性、③後見等の形態、④後見開始申立の態様、⑤本人の状況、⑥本人との面会状況、⑦後見業務の実施状況、⑧後見事務報告書の作成・提出状況、⑨本人の資産・収支の状況、⑩後見報酬の状況、の各要素それぞれについて、その詳細な現況を客観的に明らかにした。その際特に、①業態間比較と、②後見報酬と後見実務の諸要素との関係、とに重点を置き、比較分析を通じて各業態の特徴を析出するとともに、多変量解析等を通じて後見報酬と後見実務の諸要素との相関関係を明らかにした。

1. 研究の目的と方法

(1) 研究の目的

判断能力が十分でない認知症高齢者、精神・知的障がい者等が約 500 万人にものぼる中、増加する認知症高齢者への対応や、精神・知的障がい者の地域生活への支援などの必要性が高まっている。また、高齢化の進展と、それにとまなう認知症高齢者等のさらなる増加によって生じる諸問題（増大する一人暮らし高齢者への対応、認知症高齢者や知的・精神障がい者の身上監護ならびに財産管理に対する支援、後見制度を必要とする人々の自主的な制度利用の促進、認知症高齢者や障がい者などを支える家族や介護・福祉従事者等の負担軽減など）が今後ますます重要な課題となっていく。このような状況に鑑み、成年後見制度の利用促進、その担い手となる人材の育成・支援、地域における後見人の一層の浸透・活用などが、これまで以上に必要とされている。

このような中、後見制度に関するこれまでの研究は、主に法学的視点からの法制度研究が中心であった。他方、後見実務の実態に関する実証的研究（例えば、後見事案全体を通じたプロセス研究、被後見人による受益評価研究、被後見人の関係者における第三者評価研究、客観的データに基づく制度設計・運用に関する研究など）は、いまだほとんど行われていないというのが実情である。また一般の国民や行政などからみて、後見の実態は今なお不透明なままである。以上のことから、本研究は、後見実務の事態を明らかにし、適切な後見のあり方を実務的かつ理論的に検討・分析することを通じて、今後目指すべき後見の方向性を提示することを目的とする。

(2) 研究の方法

a. 研究全般の方法

まず、本研究全体の枠組みを示すと、主に次の 4 つの主要な分析から構成されている。

すなわち、①後見業務の第三者評価（後見業務に対する評価手法を開発する）、②後見業務の整理（後見人等によって行われるべき中核的業務内容を析出する）、③後見人の適性および業務体制についての検討（様々なタイプの被後見人それぞれに対して最も適した後見人のモデルを構築する）、④後見報酬についての検討（後見報酬を後見実務のあり方に対応させる形で決定可能にするための基準や条件を明らかにする）である。

本年度は、これらの研究を進めていくための前提として、後見実務全般に関する実態を客観的に明らかにするための実証分析を行う。前述の通り、後見実務の実情はいまだその多くの部分が明らかになっておらず、それゆえ今後研究を進めていく上で、まずこの後見実務の実態把握が必要不可欠だからである。

その具体的な研究方法としては、概略以下のような方法で行われた。

後見人の業務について客観的に把握すべく、後見活動に日々携わっている後見人等へのヒアリングなどを通じて調査研究のためのフレームワークを構築した上で、後見人等へのアンケート調査や各種後見関連資料（後見事務報告書、報酬付与審判書、後見登記事項証明書、後見業務日誌など）の収集などを通じて、後見実務に関する各種データを広範に収集・整理した。こ

のデータ収集によって、被後見人 264 人、後見人等 269 人、協力者 25 人といった、さまざまな後見関係者らの多様な情報を収集・整理することができた。この収集作業により得られたサンプル数等を一覧表の形で示したのが、次の表である。

表 調査対象の種類と人数

	種 類	人 数
全 体	本人	264
	申立人	262
	後見人	269
	後見人候補者	265
	協力者	25
業態別 (本人)	親族	48
	専門職	60
	社協	125
	NPO法人	28
	その他	3
業態別 (後見人)	親族	53
	専門職	60
	社協	125
	NPO法人	28
	その他	3

そして、各調査対象者から得られた後見実務に関する各種情報をデータベース化した上で、後見実務に関するさまざまな側面についての分析を行った。具体的には、①後見制度利用の動機、②後見関係者の社会的属性、③後見等の形態、④後見開始申立の態様、⑤本人の状況、⑥本人との面会状況、⑦後見業務の実施状況、⑧後見事務報告書の作成・提出状況、⑨本人の資産・収支の状況、⑩後見報酬の状況、に関する各種分析である。

その分析の際、特に重視したのが、①業態間比較と、②後見報酬と後見実務の諸要素との関係、である。

今回の研究では、業態間の比較分析として、後見事案を代表的な 4 つの業態（①親族、②専門職、③社会福祉協議会、④ NPO）に大きく分けた上で、各業態間の比較を行いながら、それぞれの業態の

特徴などを析出した。また後見事案を、大きく①親族後見、②親族以外の後見（第三者後見）に分けた上で、この両者の後見の態様について、どのような違いが生じているのかという点を明らかにした。

その一方で、本研究において重視されたのが後見報酬である。

成年後見を、後見人等による被後見人等に対する後見サービスの提供と捉えたとき、このサービスの質を評価する客観的指標は現在のところほとんど存在していない。成年後見においては、主にサービス受容者が、判断能力が不十分な人達であるという理由から、通常のサービスであれば得られるはずの客観的な評価指標（売上高や顧客満足度など）を得ることができないのである。そのなかで、唯一客観的な指標となりうるものが後見報酬である。その意味で、後見報酬の決定根拠の客観性を確保することは非常に重要である。

また、この後見報酬は、後見人等（特に第三者後見人）に対する経済的インセンティブとして働くゆえ、この後見報酬の算定基準のあり方は、後見人等の仕事のやり方や意欲などに決定的な影響を与える。この意味においても、後見報酬の算定基準をより客観的で公正なものにすること（さらにはその基準をある程度公表すること）が非常に重要となる。

以上のような観点から、後見報酬の現状を客観的に明らかにするとともに、この後見報酬と後見実務の諸要素（後見活動のあり方や本人の資産・収支の状況など）との間の関係を、多変量解析等を用いて析出した。

b. 倫理面への配慮

本研究においては、多数の後見人等に対するアンケート、インタビューなどを通じて、多くの個人情報の収集が行われることから、この個人情報の適切な取扱いが重要な課題となる。

本研究では、以下のような方法を用いて、個人情報を厳格に管理した。

- ・被後見人等に関する個人情報については、個人を特定できないよう記号化する。
- ・ヒアリング対象者からの同意・撤回書の提出を義務化する。
- ・情報管理については学内の情報管理規定に基づき、慎重かつ厳格に取り扱う。保有個人情報の適正な管理のために、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他の措置を講じる。

2. 後見制度利用の動機

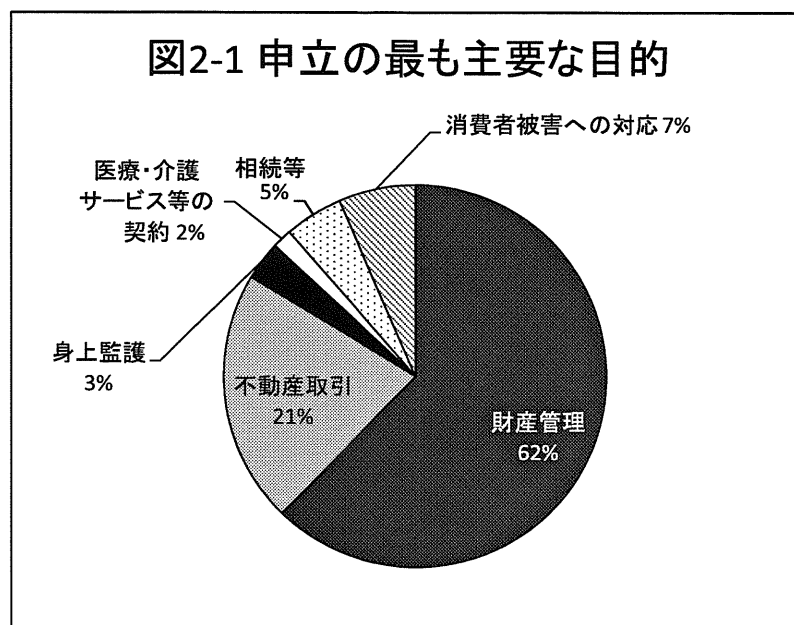
(1) 後見申立の主要な目的

まずはじめに、人々が後見制度を利用しようとする際、その主要な目的は何であるのかというところを見ていく（図2-1）。

後見制度の利用にあたって最も主要な目的とされているのは、本人の「財産管理」であり、全体の6割強（62%）を占めている。これに「不動産取引」を加えた広義の財産管理は、全体の約8割（83%）までを占める。

これに対し、一般に後見制度の重要な要素と考えられている「身上監護」を主要な目的とするものは全体の3%、「医療・介護サービス等の契約」が2%であり、この両者を合わせた広義の「身上監護」は、全体のわずか5%ほどに過ぎない。

他方、法的対応を目的とするものとしては、「相続」が5%、「消費者被害への対応」が7%と少数であり、さらに「訴訟等」を主要な目的とするものは一例もみられない。このように、全体としてみた場合に、法的対応を主要な目的とする事案数は非常に低い水準にあるといえる。この法的対応については、しばしば法的業務における専門職の優位性が主張されているところであるが、そもそも後見開始申立において、その主要な目的とされること自体が非常に少ないという事実は認識しておくべきであろう。



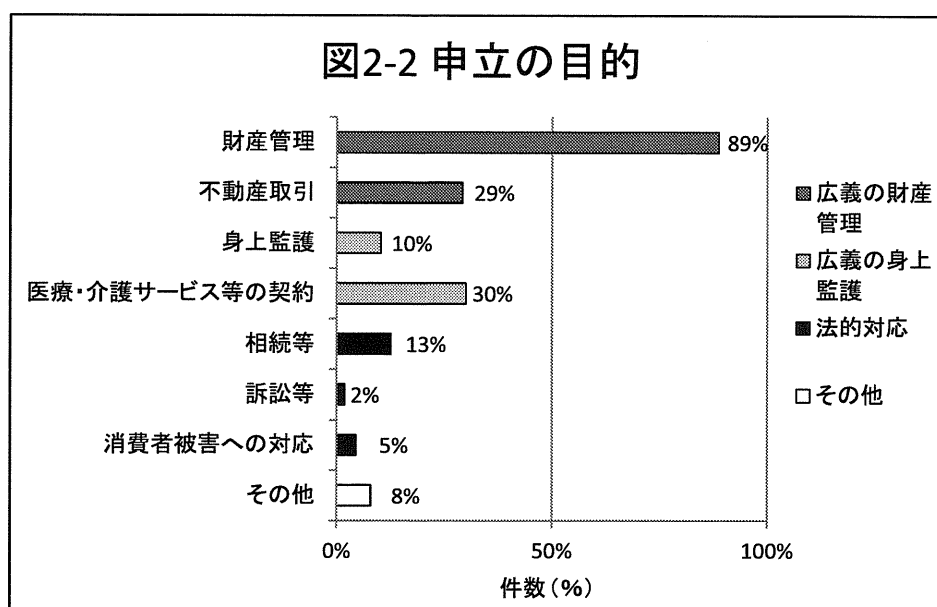
(2) 後見申立の目的

次に、後見等を申し立てる目的を複数回答で答えてもらった調査結果を見てみる（図2-2）。

すると、広義の財産管理を申立の目的とする事案の割合が突出しており（「財産管理」（89%）＋「不動産取引」（29%））、申立のほとんどの場合において、財産管理がその目的に含まれていた。

これに対して、広義の身上監護（「身上監護」〈10%〉+「医療・介護サービス等の契約」〈30%〉）は、全体の4割ほどにとどまっていた。また、法的対応を目的とするものが全体の2割ほどあり、その内訳は、「相続」（13%）、「消費者被害への対応」（5%）、「訴訟等」（2%）であった。

このことから、後見制度を利用する際、ほぼすべての事案で財産管理がその目的の1つとされているが、身上監護を目的とする事案の数は限定的であり、法的対応を目的とするものはさらにその数が少ないということが分かる。



さらに、これを業態別にみると次のような特徴を指摘できよう（図2-3）。

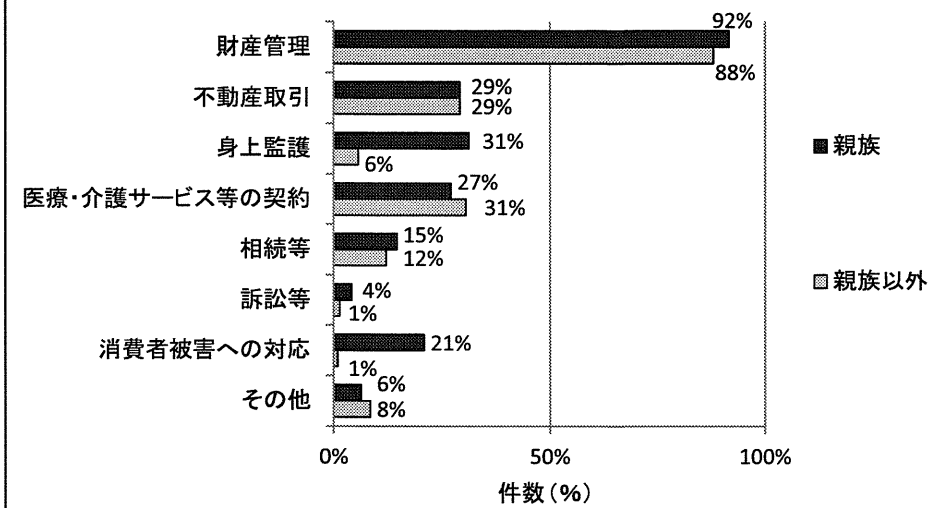
まず全体的傾向を見ると、親族後見、親族以外の後見（＝「第三者後見」）ともに、よく似た特徴を示しており、特に広義の財産管理を目的とするものがいずれも高い割合（約9割）となっている。

一方で、違いがみられるのは「身上監護」と「消費者被害への対応」についてである。

まず「身上監護」についてみると、親族後見の約3割（31%）が身上監護を重視しているのに対して、親族以外の後見ではわずか1割にも満たず（6%）、親族以外の後見事案においては、身上監護はあまり重視されていない傾向が指摘できよう。

次に「消費者被害への対応」についてみると、親族後見の場合には全体の約2割（21%）が消費者被害への対応を目的としているのに対して、親族以外の後見においてはそれが1%という極めて低い水準にある。これは、親族後見においては本人が消費者被害に遭うことを警戒し、その予防的措置として後見の利用を求める一方で、親族以外の後見（第三者後見）においては、比較的こうした動機を持ちにくいと考えられる。

図2-3 申立の目的(業態別)



3. 後見関係者の社会的属性

(1) 後見関係者の性別

後見関係者（本人、申立人、後見人等、協力者、後見人等候補者など、後見に関係する人々）の性別について概観する（図3-1）。

すると、本人と協力者においては、女性の比率が男性を上回っており、いずれも約7割の割合を占めている。一方で、申立人、後見人等、後見人等候補者では、男性が比較的高い割合を占めており、関係者の種類によって男女構成比に差異がみられる。以下、関係者の種類ごとにその特徴をみていきたい。

まず、「本人」については、前述のとおりその約7割が女性によって構成されている。これは、女性の平均寿命の長さ、それによる認知症を患っている人数の相対的多さに起因するものと考えられる。男女別の年齢分布をみても、70代から80代にかけての女性の高齢者の多さが際立っている（図3-2）。男性の場合、70代の年齢層がもっとも多く80代はその人数が少ないのに対して、女性の場合には80代が最も多くなっているのである。

次に、「後見人等」（および「後見人等候補者」）の男女比を見てみる。前述のとおり全体では男性が約7割を占めているが、これを業態別にみた場合には、男女比に明確な差異がみとめられる。具体的には、親族後見においては女性が6割弱と過半数を占めている一方で、専門職後見においては、女性の割合が0%となっているのである（図3-3）。

このことから、親族後見においては後見人等が女性によって担われるケースが多く、対して専門職後見においては、後見人等が主に男性によって担われているという構図が指摘できよう。また親族後見が、現在の日本の後見事案全体の約6割程度を占めていることを考えあわせると、本人（支える側）ならびに後見人等（支えられる側）の双方において、女性が主体となることがうかがえる。

なお、こうした「女性が主体」という特徴は、「協力者」（後見人等の業務を非後見人としての立場から支援する者）においても当てはまっており、「協力者」における女性の割合は協力者全体の7割強となっている。

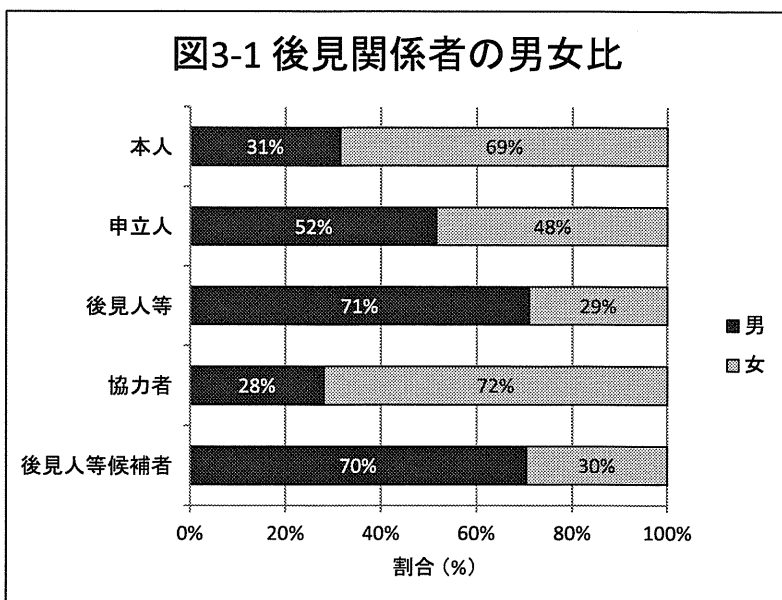


図3-2 本人の男女別年齢分布

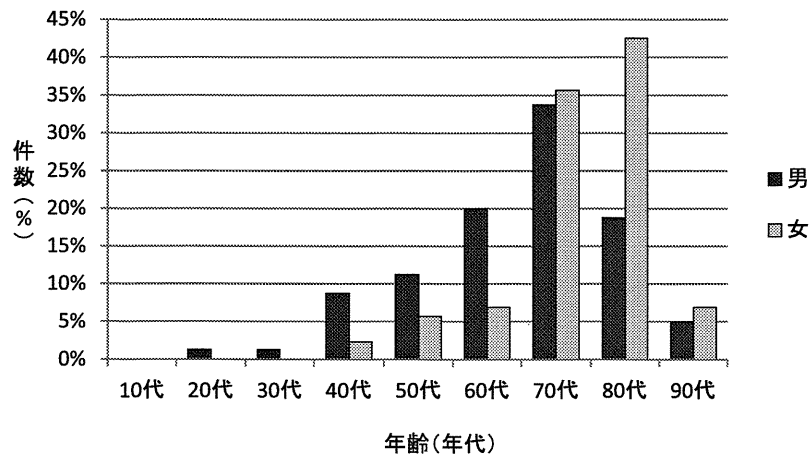
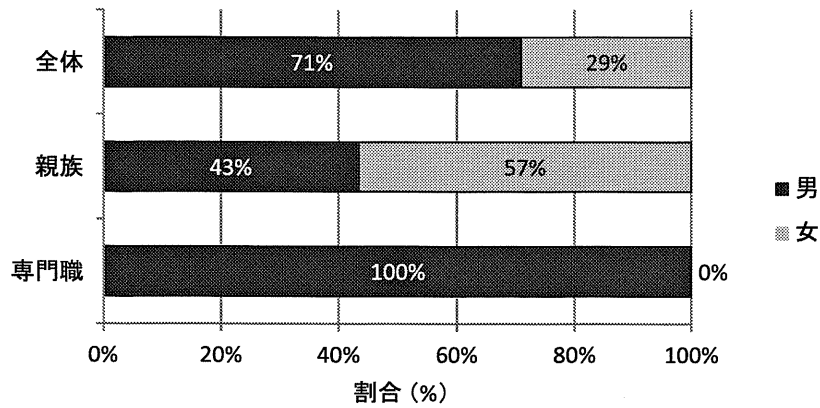


図3-3 後見人等の男女比(業態別)



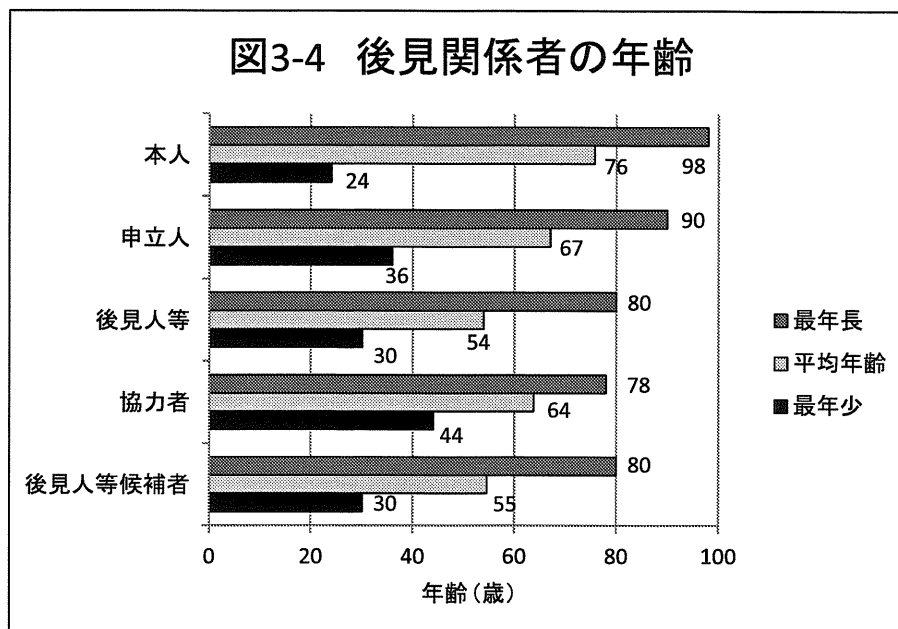
(2) 後見関係者の年齢

次に、後見関係者の年齢について見てみる（図3-4）。

後見関係者の年齢の特徴について一言で言えば、一般に、後見関係者は比較的年配の人々によって構成されているといえることができる。

具体的に、後見に関わっている人々の年齢についてみていくと、支えられる側の本人の平均年齢が約70歳代、支える側の後見人などが50～60歳代となっており、支える側は支えられる側よりも若く、両者の差はおよそ10～20歳程度である。支える側（後見人など）の平均年齢を個別に見ていくと、「申立人」の平均年齢が67歳、「後見人等」のそれが54歳、「協力者」が64歳、「後見人等候補者」が55歳となっており、それぞれの平均年齢にはかなりの幅がみられる。一般に「申立人」の年齢が相対的にやや高く、「後見人等」は比較的若い傾向にある。主たる後見業務を担っている「後見人等」に限ってみれば、本人との平均年齢の差は20歳以上もの開きがある。

また、後見関係者における最年長と最年少についてみると、「本人」において、最年長が98歳、最年少が24歳であり、その両者の差は非常に大きい。これは、後見等を受ける本人には、比較的高齢の認知症患者から比較的若年の知的・精神障がい者まで、幅広い年齢層が含まれているためである。その他の関係者については、「協力者」において、最年長と最年少の年齢差が、他の関係者に比べて最も小さくなっている点が注目される。

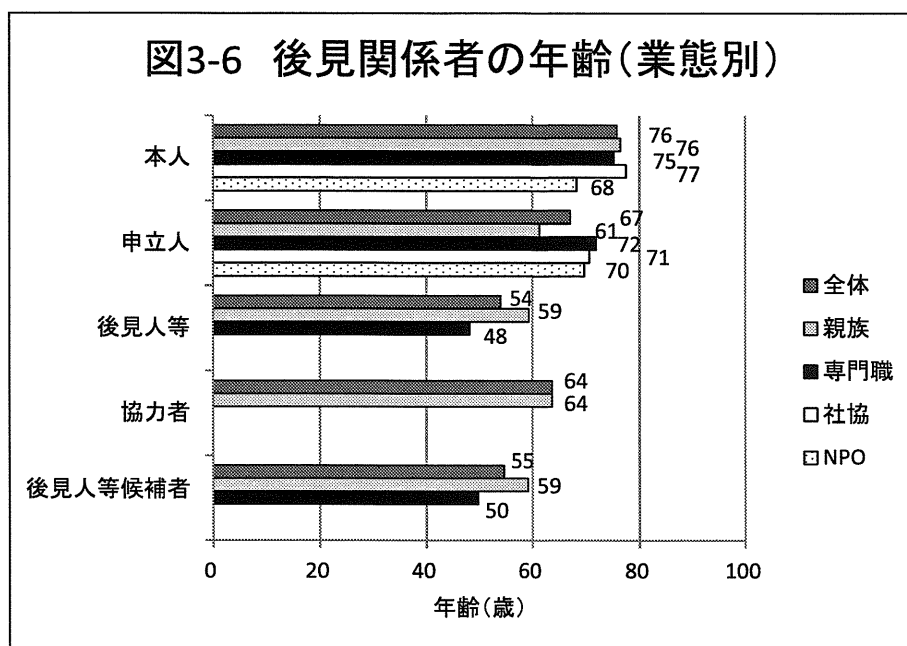
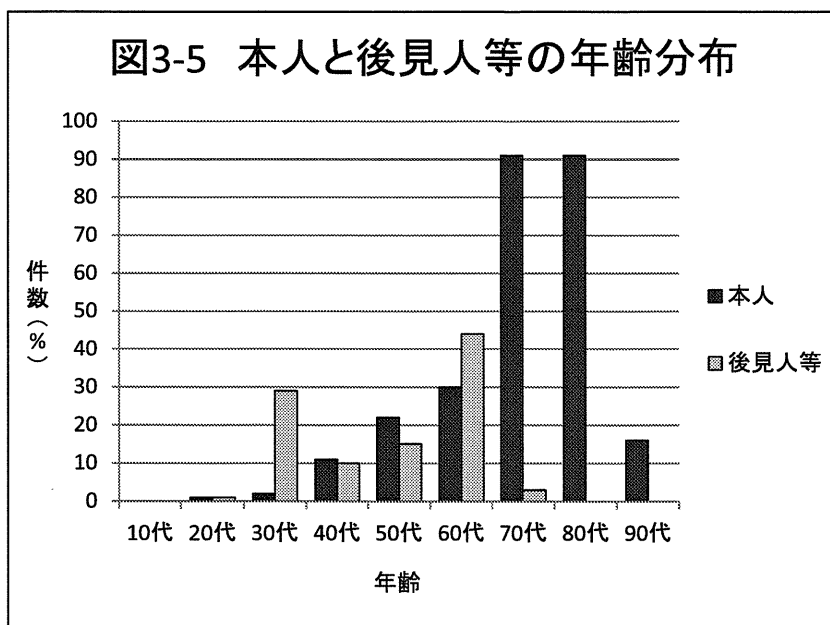


次に、後見関係者の年齢分布および業態別の年齢構成をみてみたい（図3-5）。

まず「本人」については、そのほとんどが70代および80代の人々によって占められている。一方で、「後見人等」では60代の人々が最も多く、次いで30代、50代となっている。この後見人等を担う主体としては、50代から60代にかけての人々がその大きな割合（全体の4割強）を占めている一方で、本人の子や甥、姪にあたる30代もかなりの割合（3割弱）を占めてい

る。このことから、後見事案全体で見れば、主に70～80歳代の高齢者（特に女性）を、50～60歳代の比較的年配の人達が後見人等として支えている、という全体的構図を見て取ることができる。

なお、業態別の年齢構成をみると、年齢に関して各業態は総じて同様の特徴を示しているといえる（図3-6）。後見人等（ならびにその候補者）において、親族後見人等の平均年齢がやや高くなっているものの、各業態間で明確な差異はみとめられない。



(3) 後見関係者間の関係

a. 本人と申立人の続柄

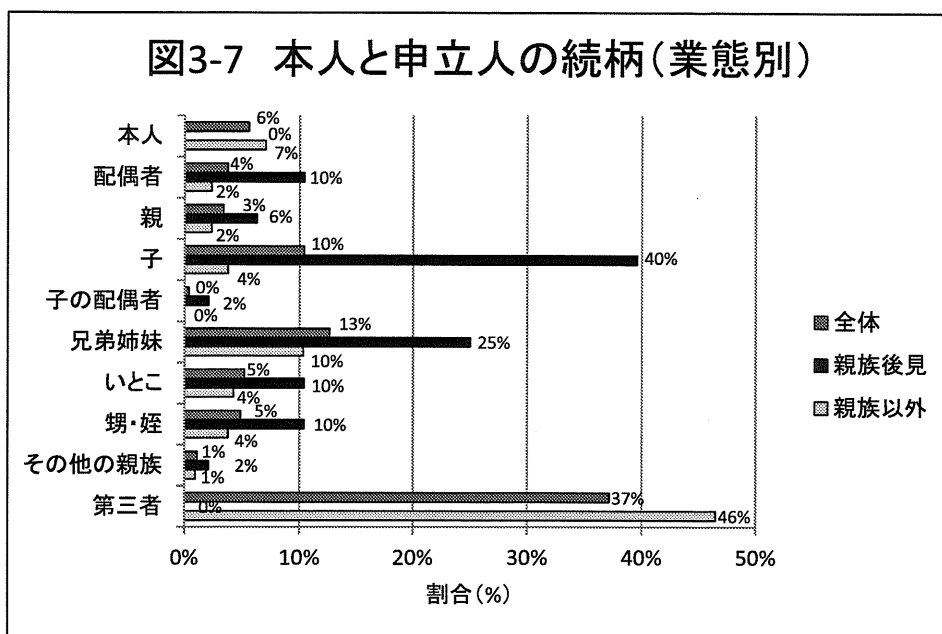
次に、後見関係者間の関係について概観する。

まず、後見開始の申立人と本人との間の続柄について見てみる（図3-7）。

親族後見の場合、本人の子が申立を行っている例（全体の4割）が最も多く、次いで本人の兄弟姉妹（25%）が続いており、この両者によって全体の6割強が占められている。以下、申立人として、本人の配偶者（10%）、いとこ（10%）、甥・姪（10%）と続いているが、このうち本人の配偶者による申立の件数が意外と少ない点が注目される。

これに対し、親族以外の後見においては、第三者による申立の例（全体のおよそ半数）が最も多くなっている。その他の申立人として、兄弟姉妹（10%）、本人（7%）などの例もあるが、第三者申立人に比べてその数は少ない。

このように後見開始の申立の多くは、親族後見の場合には主に本人の親族（特に本人に近く、本人よりも若い血族）によって、また親族以外の後見の場合には主に第三者によって行われていることが分かる。



b. 本人と後見人等の続柄

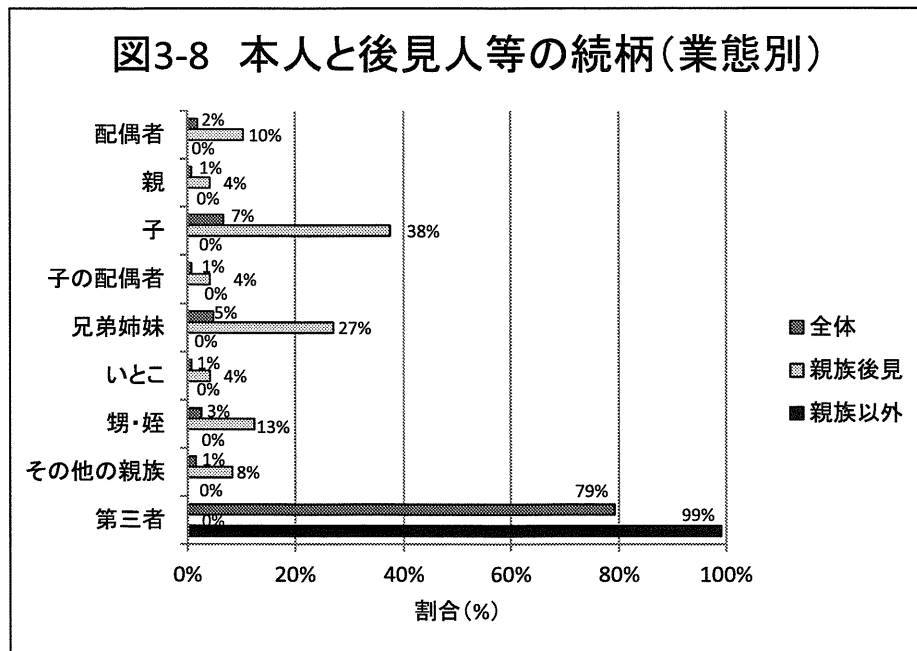
次に、本人と後見人等の続柄を見てみる（図3-8）。

本人と後見人等の続柄も、先にみた本人と申立人の続柄とほぼ同様の傾向を示している。

特に親族後見に顕著な特徴であるが、申立人が自らを後見人等候補者にして後見開始申立を行い、そのまま自分が後見人等に選任されるというケースが多くみられる。そのため親族後見の場合には、本人と申立人、本人と後見人等、本人と後見人等候補者の関係が、3つともほぼ同じような構成となっている（申立人、後見人等、後見人等候補者が同一人物である場合が多いためである）。

また親族後見の場合、本人の子（38%）や兄弟姉妹（27%）など、本人に近く本人よりも

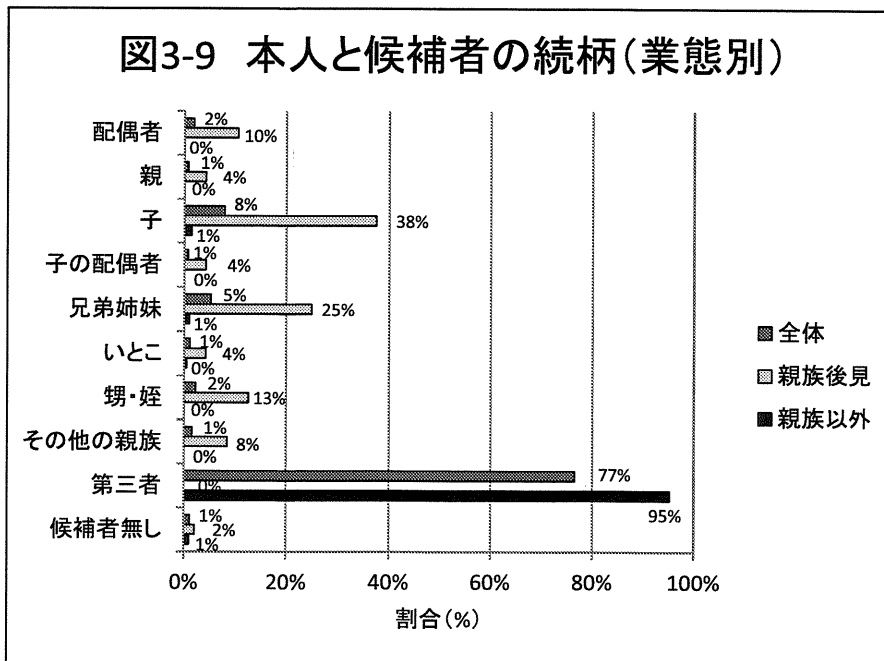
若い血族によって後見人等が担われているケースが多くみられる。この点、本人の配偶者が後見人等になる割合（10%）が意外に低い結果となっているが、これは、一般に配偶者は本人と同程度に高齢であり、体力的問題等を抱えている場合が多いことから、より若い本人の子等に後見を委ねようとする意向が強く働くためと推測される。また甥・姪については、それが後見人等になる件数（13%）と申立人になる件数（10%）の差が小さく、後見人等に選任されるケースが比較的多い一方で、いとこについては、後見人等になる件数（4%）と申立人になる件数（10%）の差が大きく、いとこ自身が申立人となった場合にも、他者が後見人等として選任されるケースが多いことがわかる。



次に、親族以外の後見についてである。

親族以外の後見において、その申立から後見人等の選任に至るプロセスについては、大きく分けて次の3つのパターンがみられる。一つ目は、第三者(首長等)による申立が行われた上で、別の第三者(社会福祉協議会等)が後見人等に選任されるパターンである。二つ目は、親族が申立人となって法人や専門職等が後見人候補者となるパターンである。三つ目は、補助や保佐類型の場合に本人を申立人として申し立てを行い、法人や専門職等が後見人候補者となる場合である。いずれの場合にせよ、後見人等候補者がそのまま後見人等に選任されることが多いため、本人と後見人等、本人と後見人等候補者の関係は、どちらもほぼ同じ構成となっている(図3-9)。

図3-9 本人と候補者の続柄(業態別)



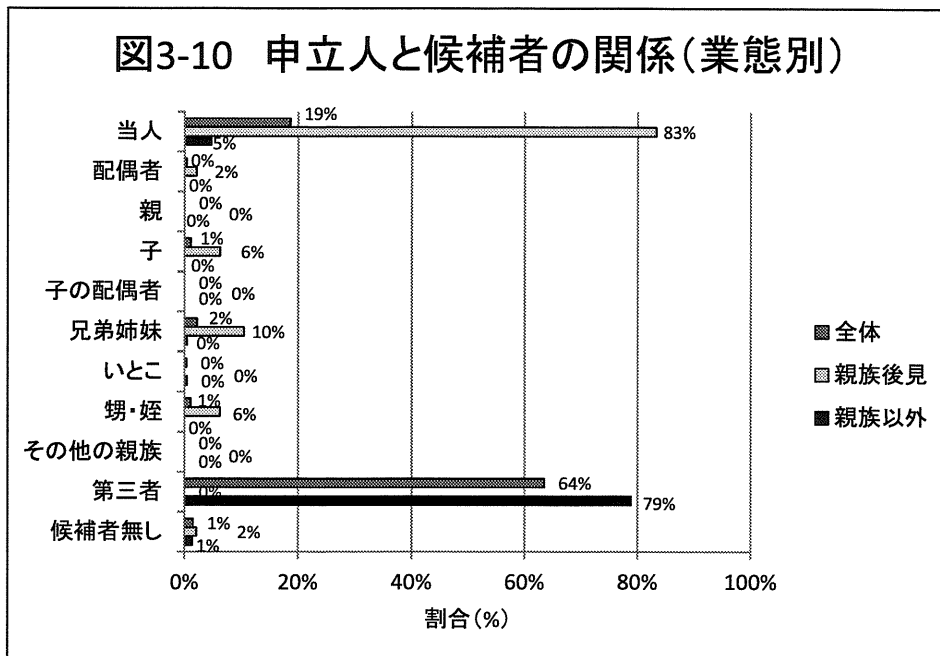
c. 申立人と後見人等候補者の続柄

続いて、申立人と後見人等候補者の続柄について見てみる (図3-10)。

すると、親族後見の場合には、前述のように申立人本人が自身を候補者に立てて申し立てを行っているケースが非常に多く、全体の8割以上を占めていることが分かる。それ以外では、兄弟姉妹(10%)や甥・姪(6%)、子(6%)、配偶者(2%)などが後見人等候補者となっている。その一方で、専門職などの第三者が候補者とされるケースはほとんどみられない。

これに対し、親族以外の後見においては、第三者を後見人等候補者に立てる場合においても、形式上その第三者自身が申立を行うことは少なく、多くの場合、親族、首長等の別の第三者による申立が行われている(その際、申立人の代理を第三者である後見人等候補者が務めるというケースが多くみられる)。

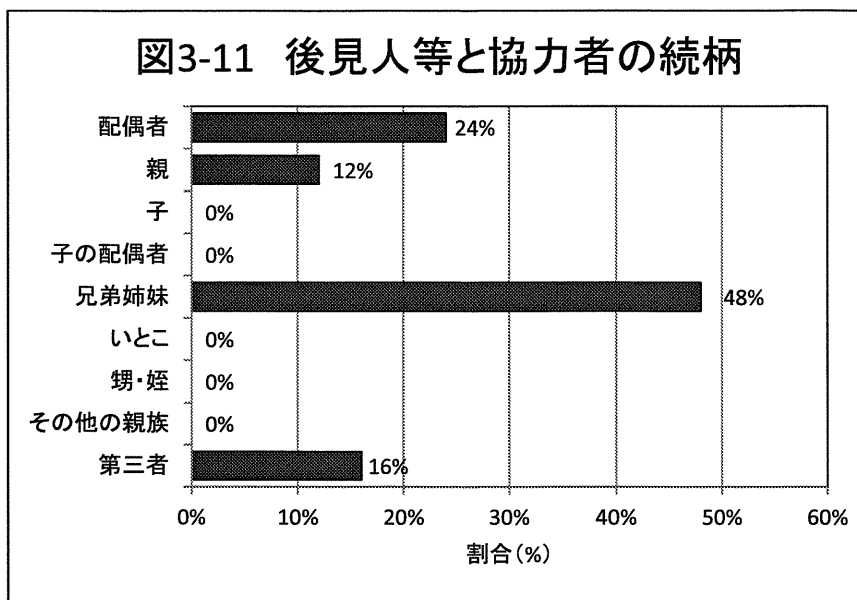
図3-10 申立人と候補者の関係(業態別)



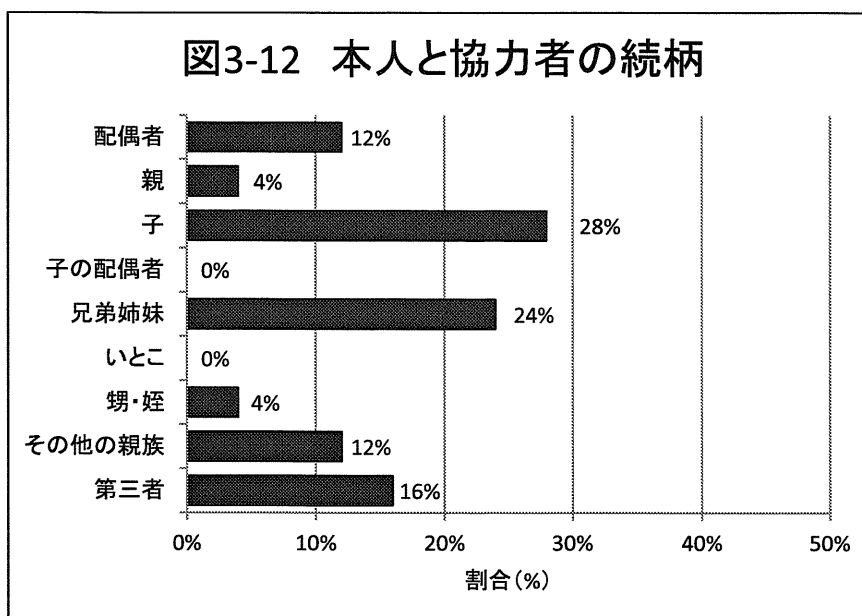
d. 後見人等と協力者、本人と協力者の続柄

続いて、協力者と本人ならびに後見人等との間の関係について見てみる（今回の調査において、協力者は親族後見においてのみ見られ、他の業態においては見られなかった）。

まず、後見人等と協力者の続柄をみると、多くの場合、後見人等の兄弟姉妹（協力者全体のおよそ半数）が、後見人等の業務を手伝っていることが分かる（図3-11）。これに次いで多いのが、後見人等の配偶者（24%）、親（12%）である。後見人等である本人の子とその兄弟が助け合っ
て、事実行為としての身上監護を含めて本人をサポートするという形態が最も一般的であるが、さらにこれに後見人等の配偶者や親などが加わるというケースもみられる。



次に、本人と協力者の続柄をみると、本人の子（協力者全体の28%）や兄弟姉妹（24%）が、協力者として後見人等を支援している割合が高く、これに次いで本人の配偶者（12%）、その他の親族（12%）などが協力者となっている（図3-12）。協力者において第三者の割合は2割以下に過ぎず、協力者のほとんどは親族によって構成されていることが分かる。



e. 後見人等をめぐる関係性

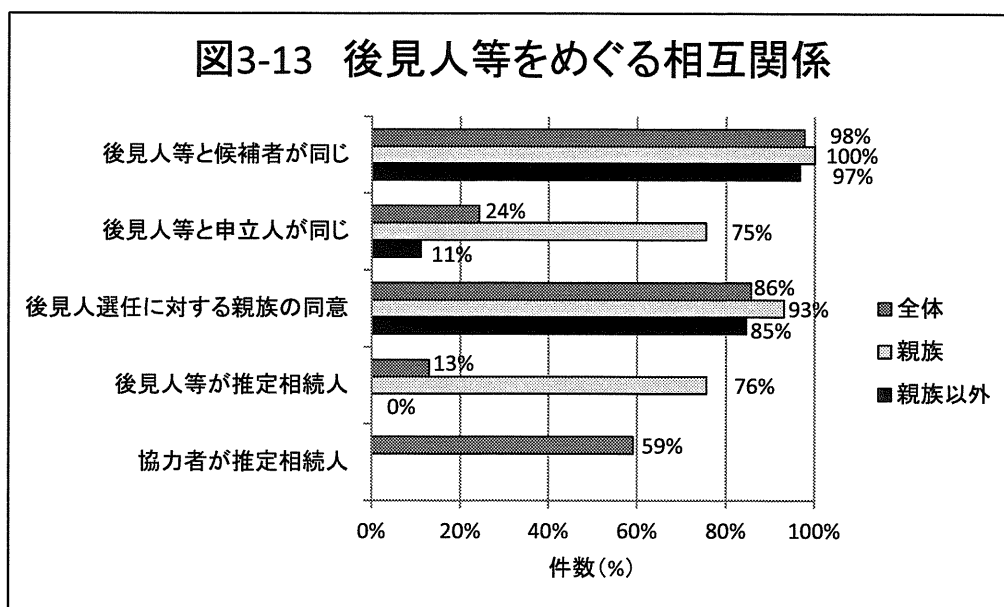
次に後見人等をめぐる関係性についてみてみたい（図3-13）。

まず、後見人等と候補者との関係についてみると、親族後見、親族以外の後見ともに、ほとんどの場合において後見人等と後見人等候補者は同一人物であることがわかる。

次に、後見人等と申立人との関係については、親族後見と親族以外の後見で顕著な差がみられる。親族後見の場合、約8割の申立人が後見人等となっているが、これは多く場合、後見人等が自らを候補者として申立を行い、そのまま家庭裁判所によって選任されているためである。一方、親族以外の後見の場合、後見人等と申立人が同一であるのは全体のわずか1割程度となっている。これは、後見開始申立時に、申立人と後見人等候補者を形式的に分けた上で申立を行うケースが多いことによる。

また、後見人等の選任に対する親族の同意についてみると、申立の際、裁判所が申立人に親族の同意書の提出を求めるのが一般的なこともあり、業態に関わらず概ね申立に対する親族の同意は得られている（全体の9割弱）ことがわかる。

そして相続については、後見人等の多くが本人の子などであることから、後見人等が推定相続人である場合が多い（全体の8割弱）。同様に、本人及び後見人等と血縁関係にあることの多い協力者もまた、推定相続人であることが少なくない（全体の約6割）。



以上のことをまとめると、後見人等をめぐる関係性の一般的態様として、次のような構図を見て取ることができる。

すなわち、親族後見の場合には、本人の子や兄弟姉妹（多くの場合、推定相続人）が、ある程度の親族の同意の下、自身を候補者に後見開始を申し立て、ほとんどの場合そのまま自分が選任されて、自分の兄弟姉妹や配偶者等の協力を得ながら後見活動を行っている、というものである。一方、親族以外の後見の場合には、第三者（専門職や法人等）が、ある程度の親族の同意の下、（多くの場合形式的に）親族や首長を申立人として申立を行ったうえで、当該第三者が裁判所による選任を受ける、というのが一般的形態である。

(4) 後見関係者の職業

本人や申立人などの後見関係者それぞれの職業について概観する（図3-14）。

まず本人については、そのほとんどが無職であり（全体の9割）、何らかの職業に就いている人はごく少数である。また、協力者についてみると、やはりその半数は無職であり、その次に多い職業が、主婦（21%）、会社員（17%）などとなっている。

他方、申立人、後見人等、後見人等候補者については、無職の割合は相対的に少ない。最も無職の割合が大きい申立人の場合でも全体の2割程度であるほか、後見人等、後見人等候補者においても双方7%程度となっている。

なお本調査における特徴としては、専門職（司法書士や行政書士など）や法人（社会福祉法人やNPO法人など）が、高い割合で後見人等や後見人等候補者に就いており、また首長が申立人となっているケースが多い。

